

# 文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 厚生消防委員会  
質問者 : 早田哲朗

## 1、質問内容及び回答

回答者：子ども未来部長  
(担当課：子育て相談課)

本市における新型コロナウイルス感染症への対応について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>1、子どもの発達相談について</p> <p>本市は、「第6回奈良市新型コロナウイルス対策本部会議」における一部再開等の対応として、子どもの発達相談について示されております。その対応として、電話相談では難しい対面相談の予約が2か月で60件溜まっており、外出や人に会うことも不安で、母子ともにストレス等で心配な状況であることから、感染防止対策を行い、件数を絞り再開するとありますが、その対応の状況を伺います。また、今後オンライン相談等について検討していくとありますが、具体的な取り組みについて伺います。</p> <p>2、児童虐待の対応について</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が発令され、外出自粛や休校生活が長引くなか、家庭内のドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待への懸念が強まっております。特に外出できないストレスや経済的な不安が引き金になり、暴力が生じやすいとも考えますが、現在までの児童虐待に関する相談件数を伺います。</p> <p>3、緊急事態宣言の延長により休校延長や外出自粛で、子どもの身体の傷など被害者のSOSサインを地域の人たちが見つけることも難しいと懸念する専門家の声もあります。本市において相談件数と相談内容から今後、取り組む児童</p>
----------------------------	--

虐待防止対策について伺います。

### **【回答内容】**

#### 1、子どもの発達相談について

子ども発達センターでの療育相談については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月10日より来所による相談業務は休止し電話対応とさせていただいておりましたが、現在は、来所相談の予約をされていたご家庭の中から相談内容を精査し、緊急性の高いご家庭から来所相談を再開しており、徐々に相談枠を増やしながら対応しています。また、新規の相談も受付を再開しています。来所相談の休止中においては、来所相談を予約されていた全てのご家庭に電話連絡を行い、相談員がお子さんの様子や保護者の心配事などを聞かせていただき、ご家庭での過ごし方等の助言をさせていただいたところです。

また、小学校就学を目前に控え、5歳児のいるご家庭については、随時相談員が教育相談総合窓口へ就学相談を引き継ぐなど、切れ目のない支援を継続しております。

今後も相談業務に行うにあたっては、体調管理、マスク着用、手指消毒など、感染症拡大防止を徹底し行ってまいります。

次に、オンラインの活用につきましては、療育相談は発達検査に関する内容が主であることから、原則来所による相談が必要と考えております。但し、今後は相談内容に応じて柔軟な対応を行うべく、オンライン活用を含めた効果的な相談業務のあり方について調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

#### 2、児童虐待の対応について

新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の臨時休業が始まった今年3月の児童虐待相談対応件数は53件で、昨年3月の71件から減少しています。中でも、学校等からの相談件数が昨年3月の27件から今年は2件に減っています。

4月の相談件数は104件で、昨年4月の98件とほぼ同じとなっております。学校等からの相談件数は、22件であり、昨年とほぼ同じ状況となっております。外出自粛や休校生活が長引く中、児童虐待の懸念が強まっていますが、その相談件数を伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の臨時休業が始まった今年

3月の児童虐待相談対応件数は53件で、昨年3月の71件から減少しています。中でも、学校等からの相談件数が昨年3月の27件から今年は2件に減っています。

4月の相談件数は104件で、昨年4月の98件とほぼ同じとなっており、学校等からの相談件数は、22件であり、昨年とほぼ同じ状況となっています。

### 3、本市における相談件数と、相談内容から今後取り組む児童虐待防止対策について

新型コロナウイルス感染症が発生するまでは、学校生活での児童との会話や青あざなどのケガの有無から、教師が家庭での児童虐待やその兆候を把握することができていましたが、休校が続いていることにより、それらの把握が困難となっています。

令和2年4月27日付けで、国から示された「子どもの見守り強化アクションプラン」に則り、本市においても、奈良市要保護児童対策地域協議会を中心に、協議会の構成機関である、児童相談所、学校、教育委員会、保健所、医療機関等のそれぞれの特性を活かしながら、子どもたちの適切な状況把握、確認した情報の集約と共有、支援方法等の検討と進捗管理などを丁寧に進め、児童虐待の早期発見、早期対応、虐待を未然に防止する取り組みを強化しております。

回答者：健康医療部長

(担当課：保健予防課、医療政策課)

本市における新型コロナウイルス感染症への対応について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>4、本市も国の緊急事態宣言の延長を受け5月5日に「第6回奈良市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、既に協議による対応が示されておりますが、市保健所において直近までの新型コロナウイルスに関する市民からの問い合わせ件数と主な相談内容について伺います。</p> <p>5、市保健所におけるPCR検査の対応についてであります。車等を使って検査に行く為の交通手段がない市民に対して搬送車両の対応が行われています。その搬送車両の対応での具体的な取組みと現状について伺います。</p> <p>7、本市の示す、今後の対応の中で、PCR検査の体制の強化についてありますが、これまで市保健所でPCR検査の分析を開始してきたが、専門家会議の提言も受けさらに地域の検査体制を整備するため、地域外来検査センターを5月中に設置しドライブスルー型の検体検査を始めるとあるが、具体的な設置場所および、そのスケジュールについて伺います。</p> <p>8、本市は、特別な警戒が必要な地域に準ずる地域として、基本的には、5月末まで従来の対応を継続すると既に発表されておりますが、市民の方からも新型コロナウイルス感染症に対し、見えないウイルス感染への不安のお声をお聞きしております。特に症状がない自身が感染していないかという不安があると相談を受けます。今後の考え方として、新型コロナウイルスが終息し、ある程度のPCR検査が確保され、症状がない方でも希望があれば誰でも検査が可能な体制整備について本市の考えを伺います。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>4、保健所における新型コロナウイルスに関する市民からの問い合わせ件数と主な相談内容について</p> <p>市保健所に寄せられた新型コロナウイルスに関する相談は、1月中旬から5月24日現在で、約8,500件です。</p> <p>内容は、「熱が数日あるので、どこに受診したらよいか」「体がだるくてしんどいが、かかりつけ医に保健所に相談するように言われた」等、受診方法に関</p>
----------------------------	--

することが約2,800件と最も多く、次に「市外へ通勤しているが感染が心配、ウイルスを家に持ち込むのでは」「同じ職場の人が濃厚接触者かもしれないと聞いた。マスクはしているが大丈夫か」等、感染不安に関することが約2,500件であり、これらが市民からの相談の約8割を占めています。他にウイルスの消毒方法、制度に関する事など幅広い相談があります。

相談窓口は、一般相談窓口並びに県と合同で設置している帰国者・接触者相談センターですが、市民からの急を要する相談にも対応できるよう専用回線を設け、夜間休日にも対応できるよう体制の整備を図っています。

#### 5、交通手段がない市民への搬送車両による対応の具体的な取組と現状について

PCR検査は、新型コロナウイルス感染症を疑う症状等があり、帰国者・接触者外来や一般医療機関、保健所の医師が検査を必要と認めた場合に受けるものですが、帰国者接触者外来や地域外来検査センター（ドライブスルー検査）実施機関への移動については、他者との接触を避けるため、公共交通機関を使用せず自家用車による自らの移動を原則としています。市保健所はこれらの機関に受診調整を行う際に、自らの移動が困難であると判断した場合は、保健所が所有している搬送車及び消防局と協力して運用を開始した市有車を使用して、自宅から検査実施機関までの往復の送迎を行っています。5月24日までの実績は、2台合計で49件です。

#### 7、地域外来検査センターの具体的な設置場所及びそのスケジュールについて

市民の安心安全と医療従事者、保健所職員の健康を守るため、奈良市内に新たなドライブスルー方式の地域外来・検査センターを5月21日に開設いたしました。場所については、「帰国者・接触者外来」の趣旨と同様に公表は差し控えさせていただきます。

#### 8、新型コロナウイルス終息後の検査体制整備について

今後の自粛緩和の絶対条件は①地域医療体制の確保②検査体制の強化と認識しています。中でも、PCR検査をする目的は、陽性となった感染者を適切に医療機関に受診させ重症化を防ぐことや、病床の不足などによる医療体制の崩壊を防ぐことであると考えています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間は約14日間で、その間ウイ

ルスがどのタイミングで検出されるか不明なことから、無症状の人の検査結果が陰性であっても、感染を否定することにならず、その後の自身の発病や他者への感染性を否定できないという限界があります。

現時点で、この検査は本人の希望によらず、行政検査の位置づけで行っており、新型コロナウイルス感染症を疑う症状等があったり、帰国者・接触者外来や一般医療機関、保健所の医師が検査を必要と認めたりした場合などに受けるものと規定されています。

今後も、国の方針に従い、必要な人が適切に検査を受けられる体制整備に努めてまいります。

回答者：消防局長

(担当課：消防局 総務課)

本市における新型コロナウイルス感染症への対応について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>6、消防局における救急活動の体制については、保健所から連絡依頼により、PCR 検査の対応を消防局として、1 台、搬送体制がとられ対応されていると聞き及んでおりますが、その活動状況と、感染予防として、どのように対応されているのか伺います。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>6、消防局における救急活動の搬送車両体制について。また、感染予防の対応について。</p> <p>帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）での相談の結果、帰国者・接触者外来の受診が必要となった市民の方で自家用車での自らの移動が困難な場合は、保健所からの要請により消防局の職員を運転手とした市有車で、自宅から保健所が指示する帰国者・接触者外来へ、移送する業務を保健所の支援として、令和2年4月22日から実施しています。</p> <p>移送車の運用は、消防局各課に勤務する再任用職員が交替で2人乗車し業務にあたっており、5月18日までの移送実績は、9人です。</p> <p>感染防止対策としては、上下感染防止衣、ゴーグル、マスク等を着用し対応しています。</p> <p>使用する移送車は、運転席と後部座席をビニールシートで分離し、飛沫感染を防止しています。また、使用後の消毒を容易にするため、移送する方が座る後部座席等は、ビニールシートで養生するなどの感染防止対策を施しています。</p>
----------------------------	--

## 2、意見・要望

質問事項	意見・要望
本市における新型コロナウイルス感染症への対応について	<p>子どもの発達相談について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所による相談を休止し、電話での相談による対応等であったと理解しました。子どもの発達相談の内容により、今後は、様々な事情等で来所が難しいケースを踏まえ、オンラインの活用も必要であると考えます。例えば、鎌倉市は、こどもと家庭の相談室の「オンライン相談」、発達支援室の「オンライン個別相談及びオンライン個別指導」を開始しています。スマートフォンやタブレットなどを使って担当者や専門家に相談ができるというもので、新型コロナウイルス感染防止に伴う外出自粛要請等を受けての対応です。</p> <p>本市においても、効果的な相談業務のあり方について調査・研究に努めたいとの考えを示して頂きましたので、このような他市の取り組み等を参考に検討して頂きますよう要望いたします。</p>